

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和3年4月23日

-244号-

消費生活トラブル情報

事例編

排水管の洗浄 契約はよく検討してから！

急増中！

相談事例

自宅ポストに排水管洗浄のチラシが…

チラシ
今だけ！
格安！

排水管の高圧洗浄
今だけ一カ所
3,000円から！

3,000円なら
洗浄してもらおう！

電話して来て
もらおう

排水管が詰まっ
ているので、すぐ
に洗浄しないと大変
なことになります。
費用は一カ所
3,000円なので、
全部で8万円です。

すぐにやって
もらわないと！
お願いします！

思ったより
高いな…

後日、今度は「排水桝が詰まっ
ている」と、高額な交換工事を契約
させる手口も発生しています！

このほかに、「無料で点検する」と突然来訪
した事業者が、点検後に消費者の不安をあおり、
必要のない契約をさせる手口があります。

あとで冷静になると…

今まで排水の流
れが悪かったこ
とはない…

本当に必要な契約
だったのだろうか…

アドバイス編

は次のページ(裏面)に！

参照：独立行政法人国民生活センターHP (http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201015_1.html)

(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180301_1.html)

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡を
お願いします。

消費生活トラブル情報

アドバイス編

排水管の洗浄 契約はよく検討してから！

まずは

◆ チラシに表示されている、料金の条件や内容は慎重に確認！

※ 大きく表示された料金は、箇所や長さで金額が変わることがあります

◆ 「点検させてほしい」という業者には安易に対応しない！

点検する場合は

その場で契約しない！ 契約するときは契約書の内容をよく確認！

- ✓ 点検結果を冷静に受け止め、しっかり確認しましょう。点検後、別の事業者や専門家にも確認を依頼することもトラブル防止に効果的です。
- ✓ 「すぐにやらないと大変なことになる」「今日中の契約なら安くなる」など、**契約をせかす業者とは契約をしないようにしましょう**。工事の契約をする場合は、複数の業者から見積もりを取って比較することも大切です。
- ✓ **契約書は必ず受け取り、金額や内容などの詳細を確認**しましょう。

参照：独立行政法人国民生活センターHP (http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201015_1.html)

(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180301_1.html)



警察からの注意情報

県内において不審電話が発生しています！

- 「キャッシュカードを渡して」は**サギ**です！
- 「ATMで還付金の手続き」は**サギ**です！
- 「電子マネーカードを買って、カードの番号を教えて」は**サギ**です！



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

「まなべる」の御紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力 UP

1-2

買い消費者になろう!

学ぶ
体験
情報

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っていますが、悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスとの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。

○ **コンセプト「県民の消費者力UP」**
「まなべる」では「体験」、「学習」、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費能力向上を図ります。

○ **利用時間** 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ **ネーミング&ロゴ**
消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあることから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設
まなべる
体験 学習 情報



「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。



○ **消費生活体験ゾーン**
●契約 ●ネット系トラブル ●適價販売
●知人系トラブル(キャッチセールス他)
●詐欺系トラブル ●製品事故のブースを設置。
各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○ **消費生活情報ゾーン**
パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○ **キッズルーム**
「まなべる」には、子どもの方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。

○ **消費者教育ブース**
消費者被害や市販の危険など現場での消費者教育を紹介しています。

○ **まなべる学習室**
消費生活問題・危険情報の閲覧など、多目的に活用できるスペースです。

○ **消費生活情報コーナー**
入口横にもパンフレットなどの資料は情報発信できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!



来て・見て・学んで
身につけよう**消費者力!!**

